

フーヴァー大統領の不況対策 (八)

尾 上 一 雄

復興金融公社 (Reconstruction Finance Corporation) を設立する法律の起源と、議会を通過したその法律案が一九三二年一月二十二日にフーヴァー大統領の署名を得て同法が制定されたことは前号で述べたが、それがフーヴァーを満足させるものでなく、それに関する彼の提案のいくつかは「削除され或いは足をひきずる(びっこ)もの」にされた」と慨嘆させるものであったということ、そして特にこの国有金融機関が、彼の意図に反して、なにより大銀行や信託会社や鉄道会社に奉仕するものと言われるものにされ、不況の進展を阻止するのに大して役に立たぬものにされた事情は前号で述べることができなかったため、この目的のため、まず、その法律案の作成の事情と議会への提出に就いて、更にその立法過程を見ることが開始しなければならない。そして、その法律に対するフーヴァーの不満の内容と、その法律によって創設された復興金融公社の性格および創設初期における同社の活動を示したい。

前号までに注で掲げたことがある参照文献を更に本号で最初に掲げる場合は、著者名・編者名のほか書名を明記したが、副題、出版社、発行年等は省略した。

フーヴァー大統領の不況対策 (八)

フーヴァー大統領が、連邦準備局総裁ニュージエイン・マイアの勸説を受入れ、戦時金融公社(War Finance Corporation)を復活させ、これに前よりも大きな資力と権限を与えて不況の克服に当たらしめようと考えてきた。たった事情と、そのような戦時金融公社の後身⇨復興金融公社なるものの設置を議会に勧告し、その実現のために積極的に努力したことは前号で述べたところである。

なお、その際、フーヴァーが「復興金融公社という形での戦時金融公社の復活を要求する決意を行ったのは、議会の正規の会期(通常議会)の開会の四日前、十二月四日になってからのことであった」とジェラルド・D・ナッシュが書いていると述べた(前号、五三ページおよび五五ページの注(4)を御覧いただきたい)が、彼(フーヴァー)は既に十二月三日(一九三二年)に行った記者会見で戦時金融公社を手本にしたそのような巨大な官(⇨国)有金融機関の設置を議会に勧告するつもりであると声明し、翌十二月四日付のニューヨーク・タイムズが第一面にそれを掲げており、従ってナッシュが「……十二月四日になってからのことである」と述べているのは、一日か二日の違いと思われるにしても、誤りであると付記すべきであった。^(u)しかし、十二月四日になっても、十二月五日になっても、十二月八日に提出されるはずの年次教書の中にフーヴァーが「そのような勧告を含めるかどうか、そして実際、それを含めるための十分な時間があるかどうか、まだはつきりしていなかった」という——前号の中で示したような——ナッシュがニューヨーク・タイムズ(十二月五日および六日付)を参照しながら述べた言葉と、大統領の措置とは全く別に連邦準備局のニュージエイン・マイア総裁はそのための法案を起草し、議会にそれが提

出されるよう準備していたと述べていることは信頼していいだろう。⁽²⁾ もっとも、マイアが独りでその法案を起草したとは断言できない。ロレンス・H・チェイムバリンは、マイアの個人的な指揮監督の下で連邦準備局で法案が起草されたと述べている。⁽³⁾

いずれにせよ、マイアによって準備された法案が、フーヴァーが一九三一年の年次教書が議会で読みあげられた日(十二月八日)に、下院の銀行業・通貨委員会の委員ジェイムズ・ストロング(キャンザス州選出・共和党議員)によって下院で提案され、上院の銀行業・通貨委員会の委員フレデリック・C・ウォルコット(コネティカット州選出・共和党議員)によって上院に提出された。⁽⁴⁾ 復興金融公社の設立に関するフーヴァーに対するマイアの勸説やマイアのそのような行動がフーヴァーの措置に影響を与えたことは確かであるが、フーヴァーがそのような機関の設置を一九三一年の年次教書の中で決意に要請したと認めるべきではないということ、前号で述べたところから明らかであろう。ロレンス・H・チェイムバリンも、復興金融公社設置の提案こそ、その「年次教書の中で特に重要な順位をつけられた」ものであり、フーヴァーは議会の指導者たちに復興金融公社法案に対する妨害物を取除き、それが議会を通過するまで他のすべての問題を後回しにするよう勸説したと述べているし、ジョーダン・A・シュウォーツも、フーヴァーは二ヵ月半ぐずぐずした後(この間の事情に就いては前号で述べた通りである)、「突然、非常に敏活に措置を講じ」るにいたったと注目している。⁽⁵⁾ 上院の銀行業・通貨委員会は審議を始めたものの、フーヴァーの希望は踏みにじられ、クリスマスまでにその法案は委員会承認されなかったため、前号で述べたように、一月四日(一九三一年)に、議会(第七十二議会第一会期)が開かれると直ちにフーヴァーは「景気回復のための提案に対する迅速な措置を促す」特別議会に提出し、他の事項とともに、「農業」、「その他

フーヴァー大統領の不況対策 (六)

の〕産業および労働がこれ以上の麻痺的影響を受けぬよう……、現在の事情の下では……獲得できない貸し金クレディットを不況のあいだ供与する復興金融公社の創設」を「即刻の措置を要する主な問題」として勧告し、「議会による、これらの事項（「復興金融公社の創設」を含む八項目）のための措置は、自信コンフィデンスを回復させ、われわれの経済組織の機能を復旧させ、そして価格や価値を建て直し、雇用を促進させるのに大きな効果がある……」と力説したのである。

実業界の意見を代弁する新聞・雑誌が、不況を克服するため国有的金融機関による国家の積極的措置を歓迎し、議会が速かにその法案の審議を進めるよう主張していた一方で、若干の上院議員は、復興金融公社は銀行家が犯した誤りを正すために公金(public money)を用いるための仕組プロセッであるとして恐れていたばかりでなく、スミス・ブルクハート上院議員（アイオワ州選出）はユージェイン・マイアに「君が君のプランに従って前進するように見えるなら、それだけ一そう、われわれは不況に巻き込まれるだろう」と叫んだと言われており、その法案が一月五日に委員会から本会議に回された時、その法案は若干の修正——カーター・グラース（ヴァージニア州選出、民主党上院議員）、ロバート・J・バルクリ（オハイオ州選出、民主党中央議員）およびジエイムズ・カズンズ（ミシガン州選出、共和党中央議員）の手によるものであった——が加えられていた。⁽⁶⁾

これらのうち、最も重要なものは、(1)連邦準備銀行に復興金融公社債の再割引を許す規定の削除、(2)復興金融公社に対する鉄道会社による融資ファイナンスの申請は、復興金融公社によって検討されることができず以前に、州際商業委員会ICCの承認が必要であるという規定の追加、(3)取締役会のメンバーを——うち職権上のメンバーでないものを二名でなく四名とし——五名から七名に増員し、そのうち同じ政党に所属するものが四名を越えないものにするこ

とであった。これらのうち(1)に掲げたことは、政府が連邦準備銀行の割引に関する規則をゆるめようとしているのを阻止しようと努めていたグラス、バルクリ等の勝利と認められるだろう。(2)は、マイア連邦準備局総裁のサジェッションがあったと述べたメロン財務長官の上院銀行業・通貨委員会あての書簡の中の言葉が受入れられたと考えられるだろう。(3)は、職権上の「取締役会の」メンバー三名は共和党員と推測されたため、少なくとも三名の民主党員のメンバーを大統領に任命させようとしたものである。⁶⁰

上院の指導者たちは、この法案を全員一致で上院の議事日程のトップにおくことを要求したが、ジョン・ブレイン上院議員(ウィスコンシン州選出)は、一時的であつたにしても、そのような取扱いに反対した。彼こそ、上院で最も激しくこの法案を攻撃した人物であつた。彼は、その法案は、援助を最も必要とした人々すなわち失業者を救助しようとするものでなく、大銀行と鉄道会社の利益のためになるだけのものであり、小さな銀行や小実業家の救済にも役立たないと主張した。⁶¹ そのほか、市の救済計画に必要な資金の貸付けを銀行から受けることができない場合に復興金融公社が貸付けを行うことができるよう、その貸付権限を拡張する修正案がロイアル・コウブランド(ニューヨーク州選出)、C・C・デイル(ワシントン州選出)、ロバート・F・ワグナー(ニューヨーク州選出)、ジェイムズ・H・リュース(イリノイ州選出)などの民主党議員および革新主義的共和党(共和党革新派)議員の支持を受けたが、否決された。しかし、銀行業・通貨委員会で行われた修正のほか更にいくつもの修正が加えられた。それらのうち注目すべきものは、(1)法人組織の農業信用機関や家畜会社および一九一六年の連邦農地抵当貸付法(Federal Farm Loan Act) ²⁶に基づいて設置された連邦土地銀行や株式組合組織の土地抵当銀行に対する復興金融公社の貸付権限の拡張(アーカンソー州選出のジョージフ・T・ロビンソン民主党議員提案)、(2)復興金

フーヴァー大統領の不況対策 (六)

融公社債から財産税および相続税目的のものの免税を取り除く修正 (ペンシルヴェイニア州選出のデイヴィッド・リード共和黨議員提案)、(3)九五〇〇万ドルの金額を、農務長官の管轄の下で、農民に対する小額貸付けのために利用させる提案 (サウス・キャロライナ州選出のエリスン・D・スミス民主黨議員提案)、(4)明細を記した年四回の報告を要求する規定 (ウィスコンシン州選出のロバート・M・ラフォレット・ジュニア革新主義的共和黨議員提案)、(5)取締役の報酬を一万二〇〇〇ドルから一万ドルに引下げる修正などである。⁽⁴⁾

右に示したような反対が少数の議員によって表明され、前記のような修正が行われたにしても、上院における審議や討論は熱の入らぬものであり、特に復興金融公社そのもの持つ意義——連邦政府が民間企業に対する資本の供給者として市場に足を踏み入れようとした計^{プロジェクト}画には、事実上、注意が向けられなかったようである。それは、第一次世界大戦中に戦争遂行に必要な企業に融資するために設置され、前号で触れたように、戦後(一九一九年三月に)貿易振興に金融援助を与えることができる機関に改められた後、一九二一年末から二四年まで農業救済のため農業協同組合や地方の銀行に融資を行い、戦後の不況を防止するのに大きな役割を果たした経験をもち、一九二九年に正式に解散されたばかりの戦時金融公社を復活させるものだという考えが議員たちの間に浸透して来ていたためと思われるし、銀行家たちの自由意志にもとづいて設けられた民間クレディット・プール、全国信用会社は一時凌ぎのもので、「議会在銀行救済機関を創設することができるまでの寿命しかないものだ」と銀行家一般にも公衆にも考えられていたことが議員たちにも認められて来た一方で、それが銀行救済に役立たないものであるということがいよいよ明白になって来ており、政府機関が積極的に金融業に足を踏み入れることは容認されなければならないことであると議員たちも認めなければならない事態になっていたためと思われる。

前号でも述べたように、フーヴァーがマイアの勸説を受けながら、もっと早い時期に、特別議会を召集してそのような機関の設置を要請することを差控え、機が熟するのを待っていたのであり、前年十月か十一月に彼がそのために特別議会を召集していたら、逆効果を招くことになっただろう。

そして、先に触れたような修正が加えられた法案が、一月十一日に、賛成六三票（三四票は共和党議員、二九票は民主党議員によるものであった）、反対八票（三票が共和党議員、五票が民主党議員によるものであった）で、上院を通過した。⁶⁴

ウィリアム・スター・マイアズとウォルター・H・ニュートン「共著」の *The Hoover Administration* の中で、「彼（フーヴァー）の復興金融公社〔に關する〕立法に対して、特に上院において、大きな反対があった」と述べられていることは、ロレンス・H・チェイムバリンとともに「事実には反する」と言っているように思われるかも知れない。⁶⁵ 先に述べたようにマイア連邦準備局総裁によって準備され、議会で提出され、上院の銀行業・通貨委員会で修正された同法案に対する本会議での討論と票決の結果を見る限り、そうである。しかし、フーヴァーが望んでいた復興金融公社債の連邦準備銀行による再割引——連邦準備銀行による再割引適格手形の範囲の拡張——も、先に述べたように委員会によって拒否されてしまっていたばかりでなく、上院に提出されていた法案そのものが既にフーヴァーの意図したものの、即ち「この立法のためのわれわれの提案」を充分に、或いは効果的に盛込んだものでなかったのであることは、後に述べることによって明らかにされるだろう。上院を六三対八で通過した法案がフーヴァーを満足させたと言えない一方、フーヴァーが一九三一年十二月の年次教書や一九三二年一月四日に議会に提出した特別教書の中で提案し、勸告していたような「復興金融公社」の機能に就いては上院

フーヴァー大統領の不況対策(八)

でまだ充分に取上げられていなかったと言えるだろう。彼が提案し、勧告した通りの立法¹¹彼の復興金融公社立法 (His Reconstruction Finance Corporation Legislation) を獲得して、議會を通過し彼が一月二十二日に署名して法律になったものによって設立されることになった復興金融公社を彼の意図したものの或いは意図するものにするには、その前途に、議會の反対とくに上院の反対が横たわっていたのである。

それはさておき、上院を通過した法案にフーヴァーは満足できなかった。彼は、直ちにいくつかの望ましくない条項が削除されるよう、フレデリック・ウォルコット (コネティカット州選出、フーヴァーの良き友人で、上院銀行業・通貨委員会の最有力の共和党委員) とカーター・グラス (ヴァージニア州選出、有力な民主党委員) に求めた。¹⁰

その間に、上院とは別に提出されヘンリー・B・ステイブール (民主党員) を委員長とした下院の銀行業・通貨委員会で審議されていた同じ復興金融公社法案も委員会でも可決され、下院第七三六〇号法案 (H. R. 7360) として本會議に提出され、前記のように上院が修正を加えたその法案を通過させたと同じ日 (一九三二年一月十一日) に、本會議での討論が始められた。下院における討論は上院におけるより活発であったが、賛否の主張はそれぞれ一方的で情情的なものであり、同法案に賛成し或いは反対する主張が表決に影響を与えるとは考えられていなかったようである。反対者の先頭に立ったものは、フィロロロ・H・ラガーディア (ニューヨーク州選出、革新主義的共和党議員) であり、彼は反対演説の中で銀行家とウォール街の罪悪を説き、同法案は純然たる利己的な目的のために作成されたものであると主張し、復興金融公社を「百万長者の失業手当」 (a "millionaire's dole") と呼び、その恩恵あるいは利益は大きなものだけにしか及ばないだろうと述べた——そして、彼は、真にそれを必要としている小さな人たちに援助を与える立法を行うのが議會の義務であり、銀行預金を保証したり、失業を救済したりす

る立法が行なわれるべきであると主張した——が、T・マックファadden（ペンシルヴェイニア州選出、革新主義的共和黨議員）も——彼は地方銀行家として、大都市の大銀行家に対する反感を多分に表わして——復興金融公社は「金融強盗団が彼等の行為を隠すことを助ける目的」のために創設されようとしていると主張した。⁴⁵⁾ 下院でもこの法案は平時において連邦政府を民間企業の資本の源泉たらしめるものだという意見が討論の間に出るには出たが、復興金融公社そのものの性格に就いて議論が戦わされることは殆どなかった。それにしても、下院では三十四にのぼる修正案が提出されたが、そのうち僅か三つ——復興金融公社債を合衆国が管理する公共資金などの法定投資目的物とするステイゴールによる修正、その職務上の資格で得た情インフォメーション報を株式市場における投機のために用いる復興金融公社の役員もしくは被用者に刑罪を課するラガーディアによる修正を含む三つが承認されただけであり、いずれも特に重大な（Prime important）修正と言えないものであった。上院におけると同様、下院においても、復興金融公社が地方自治体（Ⅱ市）にも貸付けを行うことができるよう貸付権能を拡張する努力が行われ、特にシカゴ選出のアドルフ・サバス（民主黨議員）がそのような修正を求めたが、承認を得ることができなかった。⁴⁶⁾

一九三二年一月十五日に、下院は、復興金融公社法案が本会議に上程されてから僅か四日後に、同法案を、賛成三三五票（一八一票は共和黨議員、一五四票は民主黨議員によるものであった）、反対五五票（一二票は共和黨議員、四三票は民主黨議員によるものであった）で可決した。⁴⁷⁾ この法案に対しては、下院においても、上院におけると同じように党のラインを越えて賛否の票が投じられたのであるが、反対票は上院におけると殆ど同じように、南部および中西部の諸州から選出された民主黨議員と、革新主義的共和黨（共和黨革新派）議員によって投じられたので

ローヴェー大統領の不況対策 ②

- ① Lawrence H. Chamberlain, *The President, Congress and Legislation* (New York: Columbia University Press, 1946), p. 287.
- ② 羅斯福大統領の「Gerald D. Nash, "Herbert Hoover and the Origins of the Reconstruction Finance Corporation," *Mississippi Valley Historical Review*," Vol. XLVI (December, 1959), p. 466 を参照。
- ③ Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 288.
- ④ *Ibid.*, p. 288.
- ⑤ *Ibid.*, pp. 287—88, 289.
- ⑥ Jordan A. Schwarz, *The Interregnum of Despair*, p. 90.
- ⑦ 本誌編者田川一因曰ク「シカゴ新聞云ク大統領はシカゴの特別教育の全長也」 *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover* collected and edited by William Starr Myers (New York: Doubleday, Doran & Company, 1934), Vol. II, pp. 102—04 以下を参照す。本誌は「シカゴ」Herbert Hoover, *The State Papers and Other Public Writings* 云云に於ては「本誌は」の回書に就て編輯の名を省略し「更に初めに於て」云々の語句を削除す。 *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover* 云々の語句を削除す。
- ⑧ Lawrence H. Chamberlain *op. cit.*, p. 290.
- ⑨ Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, pp. 90—91.
- ⑩ Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 291.
- ⑪ *Ibid.*, p. 291; and Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, pp. 90—91.

- ⑧ Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 292.
- ⑨ Harris Gaylord Warren, *Herbert Hoover and the Great Depression*, pp. 140—141.
- ⑩ Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 291. 反対票を投じたのは、ジョン・ブレイン（ウィスコンシン州選出）、スミス・W・ブルクハート（アイオワ州選出）、ジョージ・W・ノリス（ネブラスカ州選出）の三名の革新主義的共和党議員（共和革新派議員）と、サム・G・ブリットン（ニュー・メキシコ州選出）、ウイリアム・シロウ（サウス・ダコタ州選出）、トム・コナリ（テクサス州選出）、ジョージ・マックギル（キャンザス州選出）、ヘルマートマス（オハイオ州選出）の五名の民主主義議員であった。Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 91.
- ⑪ William Starr Myers and Walter H. Newton, *The Hoover Administration*, p. 158. この句は「彼等は」
 Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 291 note 22. 投票の結果を見れば、それを先立の討論を見れば、両氏共著の *The Hoover Administration* の叙述を確証するものはないと述べられるが、そこでは復興金融公社法案は述べられておらず、「彼（ローヴェー）の復興金融公社「のための」立法」(“his Reconstruction Finance Corporation legislation”)と記されておるのであり、前述のように「タイプ」に於いて起草され、準備されて提出された法案に対して、そして特に前述のような銀行業・通貨委員会によって修正されたものに対して、そのような圧倒的な支持が与えられたのである。「彼の復興金融公社立法」(“his Reconstruction Finance Corporation legislation”)そのものに対して、上院がそのような支持を与えたと見る必要はない。
- ⑫ Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 292.
- ⑬ *Ibid.*, p. 292; and Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, pp. 91—92.
- ⑭ Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 293. 以下「ジョージ・マン・A・シウォーソンは「三十三の修正案が上院で提出された」と述べている。Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 91.
 ローヴェー大統領の不況対策 ⑩

フーヴァー大統領の不況対策②

(8) Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 293; and Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 92.

(9) Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 293.

(10) Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 92. 本項に述べたところから明らかなように、ジェラルド・D・ナッシュが、復

興金融公社の設立はフーヴァー政権の努力によるものでなく、民主党支配の議会が共和党の大統領フーヴァーの反対にうち勝って行われなければならなかったことであると主張して、Gerald D. Nash, *op. cit.*, p. 468) のおぼ
誤りである。

一

復興金融公社法案は上院と下院を、それぞれ、一月十一日（一九三三年）、一月十五日に通過したが、上院を通過したものと下院を通過したものは、両院で加えられた修正のため、異なるものになっていた。上院は、一月十八日に、その法律案を下院案に代わるものとし、上院は先に通過させたものに更に二つの修正を加えて、両院協議会に回付したのである。新たに加えられた修正は大して重要なものとは言えないが、その一つは、一つの法人団体（銀行、株式会社など）或いはそのいくつかの子会社に対する復興金融公社の貸付限度を一億ドルとする修正（ハウエル議員提案）であり、もう一つは、前年凶作に見舞われた地域の農民にその優先的な貸付けを行わせることを農務長官に要求する修正（ウィーラ議員提唱）であった。⁽¹⁾ 一社または一つの銀行あるいはその子会社に対する貸付限度を一億ドルとすることは当然すぎることであり、寧ろかえって一億ドルまでは認められると解釈される恐れのある追加条項であったし、前年凶作の地域の農民に対して優先貸付けを行わせるようにしたことも妥

当と認められるにしても、農民の利益を代弁する農業州選出の議員たちに対するぎりぎりの譲歩であったと思われる。

上院が加えた修正と下院が加えた修正は前記のように異なっていたが、両院協議会が両者の回付案をまとめるのは、一つの事項を除けば、さして困難と思われなかった。即ち、ただ、復興金融公社債を連邦準備銀行によって再割引されることが出来るものと認める規定を削除した上院の修正の取扱いが両院協議会に課せられた最も重要な問題であった。連邦準備銀行の再割引適格手形の範囲の拡張を望んでいたフーヴァーは、この点に就いて原案通りの下院案を支持しており、上院側がそれに同意しなければフーヴァーは署名を拒否するかも知れないとグラス上院議員（民主党）も聞かされていたが、上院にこの修正を取除かせることは容易でなく、この問題をめぐって長く激しい論争が行われることが予想されたので、一月十九日にホワイト・ハウスから妥協の申し出があった。即ち、大統領は復興金融公社債を連邦準備銀行によって再割引されるに適格のものとするに反対するとともに、それを財務省が買入れ或いは売渡すことができるものにするという上院案に賛成することにしたという彼の言葉が伝えられたのである。フーヴァーは、連邦準備銀行の適格割引手形の範囲の拡大の実現を後日に譲り、一日でも早くこの法律を成立させ——それが彼にとって満足すべきものでなくとも——、とにもかくにも一日も早く復興金融公社を設立させたいと望んでいたものであり、このことは後に述べるところから知ることが出来るだろう。こうして、上院の回付案と下院案の最大の相違点に就いて解決を見ることができ、一月十九日に両院協議会は完全な合意に達した。しかし、ここで、更に、若干の修正が行なわれたことを特に付加しておかねばならない。そのうち注目すべき新しい修正は、閉鎖された銀行の復（フーヴァーの修正）活を援助するため二億ドルまで貸付けを行

フーヴァー大統領の不況対策 (八)

うことを許す条項(ラガーディア下院議員が指導した共和党新派議員に対する譲歩)が追加されたことと、上院でラフォレット議員の要求によって追加された年四回の詳細な報告書の提出を復興金融公社に要求する規定は、政府(「フーヴァー」)の影響力の下で「詳細な」(「detailed」)という言葉が削除されたことである。⁽²⁾ なお、フーヴァーが復興金融公社の運営を秘密にしておくことを望んでいたことに就いては、後に述べるはずである。⁽³⁾

両院協議会の成案は一月二十二日までに上下両院で承認された。大した論争も行なわれず、賛否に関する投票記録もない。両院において、賛成者多数で承認されたのである。

フーヴァーが彼の署名を求めてその法律案が届けられるのをいかに待っていたかということは、彼の秘書官ン・オドア・G・ジョスリンの *Hoover of the Record* によって知ることができる。その日、一月二十二日、民主党の協力を求めるため、ロビンソン上院議員、グラス上院議員、ガーナー下院議長などの民主党指導者を呼び彼の緊急計画の問題になっている主眼点を説明する会議を午後六時から開いたが、その日いらいらしながら(impatiently)その法律案が届くのを待っていた彼は、それを受取って彼に届けに行ったジョスリンから呼ばれると直ちに会議を中断し、大急ぎで執務室にもどり、差出されたペンを受取ると椅子に腰もおろさず、法律案の一行をさえ読みもせず(彼はその全文を暗記していた)、ジョスリンが彼に法律案を持参したことを告げてから十秒たぬうちに、まさに六時〇六分に署名したということである。⁽⁴⁾ しかし、彼がこの法律の制定とそれによる復興金融公社の設置を一刻も早くと望んでいたとしても、そのようなことは彼がこの法律に満足していたということを示してはいない。彼が署名を終えてからの言動から喜びのかけらも見られない。彼はペンを置くと、ジョスリンに新聞記者がまだ待っているのかとたずね、ジョスリンがこの法律案に彼が署名したという声明を新聞記者たち

が待っていると答えると、「よし、では、君の十八番（おはこ）を出しなさい。私がそれに署名したとだけ言いたまえ。詳しく言う必要はない。」と言っただけで、壁一つ隔てたところで行われたか知らない三名の民主党指導者がいる隣室にもどったのである。⁵⁾この時、彼は、先に述べたような、両院協議会に対して持論をすてて上院案を支持しなければならなかったことに憤懣を抑えることができなかつたのだろうか。或いは、更に、後に彼自身の言葉をかりて示す他の多くの不満を胸に秘めていたのだろうか。⁶⁾それとも、この時、彼の気持はもはや完全に民主党の指導者たちとの重要会議に向いていたのだろうか。

それはともかく、全額政府の出資による五億ドルの資本金を持ち、「銀行、貯蓄銀行、信託会社、建築資金金融組合 (building and loan association)」、保険会社、抵当権金融会社 (mortgage loan company)」、信用組合、連邦土地銀行、株式組合組織の土地抵当銀行 (joint-stock land bank)」、連邦中期信用銀行 (Federal intermediate credit bank)」、農業金融会社 (agricultural credit corporation)」、家畜金融会社 (livestock credit corporation)……」に救済融資を行うことを主要業務とし、資本金の三倍（十五億ドル）まで政府保証の債券を発行することを認められ、資金とあわせて二〇億ドルを資金源とする復興金融公社が創設されることになった。閉鎖され或いは清算中の銀行も融資を受けることができ、また復興金融公社は他の金融機関から適切な条件で資金を調達できず経営困難に陥っている鉄道会社に対しても州際商業委員会の推薦があれば貸付けを行い、実際に売渡された輸出品に就いての為替手形を引受ける権限も与えられた。復興金融公社によってすべての融資金ないし貸付けは「充分かつ適切な担保」を見返りに行われるべきものとされ、それを受けるには債務の弁済が十分に保証されると認められることが必要であり、そして外国政府あるいは外国会社の債券その他の証券は復興金融公社から融資を受けられるための見返

フーヴァー大統領の不況対策(八)

り品と認められなかった。このような政府所有(≡国有)の巨大な資金源を持つ金融機関が、民間銀行相互の援助機関として設けられた全国信用会社が銀行破綻防止に余りにも非力であることが誰の目にも明らかになった時、それに代わるものとしてだけでなく、より広汎な役割を果たすために創設されることになったのである。

フーヴァーが復興金融公社法案に署名した時の様子は先に述べたところであるが、予め準備しておいたものか、民主党の指導者たちとの会議の後に書いたものか、この日(一九三二年一月二十二日)付の次のような新聞発表のための声明 (press statement) を行っている。

「私は復興金融公社法に署名した。

それは、ビジネスと産業^{インダストリー}業が思いがけない衝撃や阻害^{ショック}する影響の恐れを免かれて正常な活動を営むことができるように、われわれの信用、銀行業および鉄道〔業〕機構〔ないしは構造〕に現われて来る弱点を強化することができるに十分な資力を持つ強力な機関を設立しようとするものである。

その目的は、農業と〔その他の〕産業の収縮を止め、こうして人々を彼等の平常^{ノーマル}の仕事に復帰させることによつて雇用を増進させることである。それは大産業〔会社〕あるいは大銀行を援助するために設けられるのではない。そのような機関は自分たち自身の状態に注意することが充分にできるものである。それは、より小さな銀行や〔その他の〕金融機関を援助するため、そしてそれらの資産を容易に換金できるようにすることによって、ビジネス、産業^{インダストリー}および農業に新たな援助^{サポート}を与えるために設けられるものである。それは、われわれの巨大な国力を復興(景気の回復)のために動員する機会を与えるはずである。

この極めて重要な法律に署名するに当たって、私は、政治上の関係にかかわらずなく国家(≡国民)の繁栄に対

する献身が偽りでないことを示した両院の議員諸君の愛国心に感謝を捧げたい。」⁽⁸⁾

翌日、彼は新聞記者を集め、ドーズ將軍（チャールズ・G・ドーズ＝銀行家、一九二五—二九年、副大統領、一九二九年以来駐英大使）を復興金融公社の総裁（＝社長）に、マイア連邦準備局総裁をその取締役会々長に任命したと発表した。⁽⁹⁾ フーヴァーがマイアを特に会長に選んだことは、彼がこの公社の前身とも言うべき戦時金融公社の専務取締役の経験を持っていたばかりでなく、この公社の創設のために尽した努力、フーヴァーがこの公社にかけた期待などから見て当然と言えるだろう。フーヴァーはドーズを総裁に任命したことがこの公社に「大きな社会的信用」（Great public confidence）を与えたと回顧録の中で書いているが、任命当初はそうであったと認められても、ドーズはこのような国家の金融機関よりも自分の銀行（彼が名誉会長の肩書を持つシカゴのセントラル・リパブリック銀行）を重要と考える人物であり、復興金融公社に対する社会的信用を傷つけることになるものである。そのことに就いては後に述べるが、フーヴァーは、彼がロビンソン上院議員とガーナー下院議長に協力を求めて同社の創立の際には彼等がそれぞれ一名ずつ個人的に推薦するものを取締役に加えると提案した前号で述べたような約束（彼は、この法律の制定がこの約束によって早められたかどうかかわからないと述べているが）をたてに彼等が直ちに推薦して来た二名の民主党員、アーカンソー州のハーヴィ・C・クーチュとテクサス州のジェシ・H・ジョウンズのほか、アイオワ州のガードナー・カウルズ（共和党員）とユタ州のウィルソン・マッカーシ（民主党員）を取締役に任命し、更に財務次官オグデン・ミルズが職権によって取締役に加わった、と回顧録の中で述べている。⁽¹⁰⁾

しかし、右に述べたようにして取締役に任命されることになり、後に一九三三年五月に復興金融公社の取締役会々長に任命され、一九三九年七月に同公社を監督する連邦貸付管理局長官（Federal Loan Administrator）に就任

フーヴァー大統領の不況対策 (4)

フーヴァー大統領の不況対策(四)

した後、一九四一年には商務長官になり、一九四五年にその職を去るまで、十三年間、役員として或いはその他の立場で同公社に尽したジェシ・H・ジョンズが、彼の著書 *Fifty Billion Dollars: My Thirteen Years with the RFC (1932—1945)* の中で示してゐる一九三二年二月二日に同社が業務を開始した時の取締役会々長、プレザンター 総裁および取締役の氏名は、それと少し違っている。ガードナー・カウルズは同公社発足の時に取締役になっておらず、彼が任命されたのは七月になってからであり、カウルズではなくて農地抵当貸付局長 (Farm Loan Commissioner)、『コロムビア特別区のポール・ベスタ (共和黨員) が職権によって取締役に就任しており (但し、その職権上の取締役に就任が法令によって認められなくなったため、同年七月末に退職)』、またミルズが職権によって取締役に就任したのは、彼が二月五日に財務長官に任命された時のことであり、それまでは彼の前任者アンドルー・メロンが職権によって取締役に就任し、「取締役に二、三回出席」していた。⁽¹²⁾ フーヴァーのそのような記憶違いは別として——彼によれば、メロンは財務長官兼復興金融公社取締役という職より「何かもつと骨の折れない」職を与えられることを望んでいたようであつたので、彼はメロンを、ドーズを同公社総裁に任命したため空席になつた駐英大使に任命したのである。⁽¹³⁾ 前号でも触れたような利己的な、銀行家で大富豪のメロンが財務長官ばかりでなく復興金融公社の取締役に辞したことは、同公社にとつても幸いであつたと言わなければならない。

復興金融公社は二月二日に業務を開始した。そして、貸出しを申請した最初の銀行は、その支配権を創立者 A・P・ジャニーニがニューヨークの銀行家 (エリシア・ウォーカー) から奪還し、その立て直しを図らうとしていた、カリフォルニア全州に四〇〇以上の支店を持っていたサンフランシスコのバンク・オヴ・アメリカ (正式の名称は the Bank of America National Trust & Savings Association) であつた。⁽¹⁴⁾

- (1) Lawrence H. Chamberlain, *op. cit.*, p. 294.
- (2) *Ibid.*, p. 294.
- (3) ジョージ・アール・M. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt*, Vol. I, pp. 237, 238 参照。
- (4) Theodore G. Joslin, *Hoover off the Record*, pp. 164—65.
- (5) *Ibid.*, p. 165.
- (6) 本邦銀行界の言葉、William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 163 以下を述べている。
- (7) Harris Gayload Warren, *op. cit.*, pp. 143—44; and Marcus Nadlar and Jules I. Bogen, *The Banking Crisis*, pp. 106—07. 後述を参照して、同年（一九三三年）七月には、復興金融公社の債券発行権限は一五億ポンドに三億ポンド増加せられることになり、その業務を拡大され、地方公共団体が行う建設事業に対する貸付け、農産物の販売促進のための資金貸付けなども認められることになった。
- (8) *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, pp. 106—07.
- (9) Theodore G. Joslin, *op. cit.*, p. 165; and Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 108.
- (10) Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, p. 108; and Jesse H. Jones, with Edward Angly, p. 108.
- (11) Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, p. 108.
- (12) Jesse H. Jones, with Edward Angly, *Fifty Billion Dollars: My Thirteen Years with the RFC (1932—1945)* (New York: The Macmillan Company, 1951), p. 596. William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 165 には一月二十三日に取締役七名の任命を終ったことを述べているが、その指摘はそれらの氏名はフーヴァーが前掲の回顧録 (*The Memoirs*) の中で述べているのと同一である。いずれにせよ、同法の規定通り、七名の取締役会のメンバーが任命され、うち四名が共和党員、残り三名が民主党員であり、同一政党に所属するフーヴァー大統領の不況対策の

フーヴァー大統領の不況対策 (八)

するものが四名を越えておらず、同社に超党派的な性格が付与されたのである。

③ Herbert Hoover, *op. cit.*, p. 108; and William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 168.

④ Jesse H. Jones, *op. cit.*, p. 19. それは、当時、預金高(六億ドル余)で全米の銀行中第四位を占めていた。

二二

フーヴァーが復興金融公社に期待したことは、「全国信用会社の後身」たる役割だけでなかった。彼がそのような政府(国有)金融機関を創設させようとした目的に就いては前号(特に五三—五四ページ)に彼の言葉を引用しながら述べておいたが、特に彼は、単なる銀行救済機関、或いはなにより金融機関や鉄道会社や建築業者などに役立つものを国費で設置させたいと望んでいたのではなく、貿易(特に農産物の輸出)の振興をはかること、農業を保護すること、雇用の促進によって失業者を救済すること、「農業、産業および労働者に自^{コンフィデンス}信を与える」——それに役立つ限り、農業信用機関およびその他の金融機関、鉄道会社およびその他の会社に貸出しを行なう——ことが、そのような機関の目的であるべきであると主張していたことに更に注意を促したい。彼は復興金融公社法案に署名するに当たって、先に引用したように、「その目的は、農業と〔その他の〕産業の収縮を止め、こうして人々を彼等の平常の仕事に復帰させることによって雇を増進させることである。それは大産業〔会社〕あるいは大銀行を援助するために設けられるのではない……」と声明したが、彼が期待した通りのものを設置する法律が制定されたか。そして、その金融機関は、またそれなりに彼が期待したように運営されただろうか。

彼は、その法律を一日も早く成立させるため民主党の指導者に協力を懇請し、妥協も譲歩も行い、彼の署名を

求めてその法律案が議会からホワイト・ハウスに送付されるや、秘書官からそのことを聞かすや否や十秒以内に署名したことは前に述べたが、彼は彼の署名によって成立を見たこの法律に決して満足したわけではない。彼はマリアが準備し議会に提出された法律案そのものに不満を感じていたと思われる。彼は、「われわれの提案のいくつかは削除され、或いは足を引きずるもの(びっこ)にされた。貸付金のための担保およびその他の条件は不必要に厳しいものであった。要求された担保物件は、評価額がその本当の価値以下に下げられているという事実を考慮されなかった(後のデトロイトにおける恐慌の際には、このことが大きな不幸の一因となった)。工場施設プラントの改良のため産業に貸出しを行う権限——私が最も強硬に主張し力説した主眼点の一つ——は取除かれた。農業生産物の輸出を活気づけるため、および「農業」生産目的のために貸出しを行う一連の農業銀行(a series of agricultural banks)を設置するための若干のタイプの貸出しは削られた。閉鎖された銀行がそれらの資産の現金評価額を「預金者に」分配することができるようにするための貸出しも削除された。再建目的の公共土木工事のために使用されることのできた(はずの)公共団体に対する貸出しは除外された。しかし、私はそれを最大限に利用し、あとでそれを修正させることに努めようと決心した」と回顧録の中で書いている。¹¹⁾そして、事実、彼はそのための努力を行うが、それに就いては後に述べたい。彼が提案していた通りのものが設立される法律がこの時に制定されていたら、それは景気の回復に大きな貢献を行ったはずである。そうでなくとも、少なくとも彼の提案の中から「削除されてしまった「復興金融公社」の権能の復活」のための努力が、民主党の妨害を受けず、もっと早く実を結んでいたら、それは事態の改善にもっと役立っただろう。

一九三二年一月二十二日に彼が署名して成立を見た復興金融公社法に彼自身がそのような不満を持っていたこ

とに加え、それは、議会でその法案に反対した人たちばかりでなく、賛成した人たちの間にも不満をいだかせたのである。平時において初めて連邦政府を民間企業のための資本の源泉たらしめようとする法律あるいは平時において初めて連邦政府が金融業に足を踏み入れることを許す法律が制定されようとしていたことに茫然としたと告白した電力国有の老闘士、ジョージ・ノリス上院議員（ネブラスカ州選出）が、「私は社会主義者、ボルシェヴィキ、共産主義者……と呼ばれたことがあるが、……この法案がそうしているほど政府をビジネスに引き込むようなことは考えても見なかった」と叫んだことは前号でも触れたが、ホーマ・C・パーカー下院議員（ジョージア州選出）も復興金融公社の設置を「ロシアを考え得る「一つの」例外として「文明国の政府がいままでに講じたことがある共産主義に向う最も明確な措置」と呼んだ。⁽³⁾ ジョーダン・A・シュウォーツはノリスのほかパーカーの言葉を用いた後、しかし、「パーカーやその他のものはこの『共産主義』に対するウォール街の欲求を見落した」と批評し、「実際、復興金融公社は左（the left）へと同じように右（the right）への転換、ロシアへと同じようにイタリアへの転換を同じように確かに表示することができるものであった」と述べている。⁽⁴⁾

革新主義的共和党議員や都市選挙区選出の民主党議員は、失業者はビッグ・ビジネスからしたり落ちるもの以外の救済を受けられないと悩み、農業州選出の議員は、農業に対する連邦政府の援助に反対している銀行や鉄道会社が自分たち自身に対する政府の援助を叫び求めていると不満を禁じ得なかったのである。しかし、多くの民主党議員が共和党議員によって提出された事実上政府提出の法律案と言っているものに賛成票を投じたのは、政府に協力を約束した彼等の指導者に従ったためであり、議事妨害者といわれたくなかったためである。⁽⁵⁾

ともかく、復興金融公社は業務を開始した一九三二年二月の初めから同年七月二十一日までに総計一一億七

九八万三三〇六ドルの貸出しを行ったが、そのうちほぼ六〇%を占める約七億〇二九四万ドルが銀行と信託会社に対して、そして二〇%近くを占める約二億二三四一万ドルが鉄道会社に対して行われたものであり、そのほか約七九七万ドルが抵当権金融会社 (mortgage loan companies) に、約六五〇五万ドルが保険会社に、約六四七一万ドルが建築資金金融組合 (building and loan associations) に、約二六〇〇万ドルが連邦土地銀行 (Federal land banks) に、約七五〇万ドルが家畜金融会社 (livestock credit corporations) に、一三三万ドルが株式組合組織の土地抵当銀行 (joint-stock land banks) に、約六六万ドルが農業金融会社 (agricultural credit corporations) に、四〇・五万ドルが信用組合 (credit unions) に貸出されたのである。⁶⁾

このように、「ニュージェイン・マイア会長とチャールズ・G・ドーズ総裁の下で、復興金融公社は資金の大半 (most) を銀行と信託会社に貸出した……」⁵⁾と書かれてもいいが、アーサー・M・シュレジンジャ・ジュニア教授が、銀行への貸出しの大部分が大銀行に集中していたような印象を与えるように書いていることは、この期間に就いては先ず特に正しくないと思われる。ジュシ・H・ジュウンズ (先に述べたように、その当時は同社の取締役) によれば、「法律によって強いられた抑制やわれわれの援助を求めるところを銀行家が初めはいやがったにもかかわらず、業務を開始してから七ヵ月の間に、われわれは全国の銀行のほぼ四分の一に当たる数の銀行に貸し金を注入した。これらの初期の借り手の大部分は小さな町の銀行であり、そのほぼ七〇%が人口五〇〇〇未満の町にあるものであった。人口五万未満の市や町 (の銀行) がわれわれの初期の貸付け (loans) の九〇%を占めていた。われわれは、これらの貸付金が、直接、約一〇〇〇万の小さな町や村の預金者と借り手を助け、間接的には更になん百なん千万もの人々に援助を与えたと計算した」と述べている。⁶⁾

フーヴァー大統領の不況対策 (8)

それにして、前記の、二月初めから七月三十一日までの業務開始から七ヵ月近くの間に同社から銀行と信託会社に貸出された約七億〇三〇〇万ドルという金額の中には、セントラル・リパブリック銀行(正式には the Central Republic Bank & Trust Company) に対する九〇〇〇万ドルが含まれているはずである。この銀行こそ、六月半ばに突如、総裁プレジデントの職を辞したチャールズ・G・ドーズがシカゴに帰って、その経営に当たると声明した(それまで、その「名誉会長」のタイトルを与えられていた)銀行であった。彼が辞任してから二週間後に、預金高総額が九五〇〇万ドルに過ぎなかった銀行に、九〇〇〇万ドルの貸出しが行われたのである。¹⁰⁾

ドーズが彼の銀行に危機が迫るや復興金融公社リパブリックの総裁の職を辞し、彼が辞任するや否や彼の銀行に巨額の緊急援助が与えられたことは、先に述べたようなフーヴァーの観測とは逆に、彼の任命が同社の「社会的信用」を傷つけることになったのである。

〔以下次号〕

- (1) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, pp. 107—08.
- (2) Richard Lowitt, *George W. Norris*, p. 498; and Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 92.
- (3) Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 92.
- (4) *Ibid.*, pp. 92—93.

(5) 前掲の *The Republican Party, 1854—1966* の著者、ジョージ・H・マイアは、復興金融公社は最初に不況を惹き起した責任者と認められるグループに援助を与えようとしたものであり、民主党の演説者たちは、それが大衆に、「したたり落ぶる」¹¹⁾とを望んでビック・ビジネスに金を注ぎ込むという理論を冷笑していたと述べている。George H. Meyer, *op. cit.*, p. 420. 更に Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 93. 他方におつて、株価の上昇を期待して復興金融公社の設立を歓迎した実業家もいたのである。¹²⁾ *Ibid.*

- (6) Marcus Nadler and Jules I. Bogen, *op. cit.*, p. 108.
- (7) Robert Sobel, *The Big Board*, p. 281.
- (8) Arthur M. Schlesinger, Jr., *op. cit.*, p. 238 を見よ。
- (9) Jesse H. Jones, *op. cit.*, p. 19.
- (10) *Ibid.*, pp. 72—78. この貸出の目録によつて、この銀行を救うことができません。同行は整理に追込まれ、the City National Bank & Trust Company という名称の新しい銀行がつけられることになったが、復興金融公社の貸出金は、訴訟の後、全額、年約1%の利息(一〇〇〇万円余)を付けて返済された。*Ibid.*, pp. 78—79.